

令和2年3月17日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定特定相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
各指定障害児相談支援事業所運営法人代表者
（岐阜市所管の事業所・施設を含む。）

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係

新型コロナウイルス感染症に係る「障がい福祉職員休暇取得支援事業」の補助要望調査について

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、今般の新型コロナウイルス感染症の発生を背景に、下記の補助事業の実施を予定しています。ついては、補助要望調査を行いますので、事業の実施を希望される場合は、下記により要望調査書を提出願います。

記

1 事業の概要

今般の新型コロナウイルス感染症の発生を背景に、小学校等の臨時休業や社会福祉施設等で働く障がい福祉職員等が新型コロナウイルス感染症に感染等することにより、社会福祉施設等で働く障がい福祉職員等の出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣し、社会福祉施設等のサービス提供を継続するため実施する。

2 補助対象法人

県内の障害福祉サービス事業者等

3 補助対象事業

障害福祉サービス事業所等の職員の出勤が困難となった障害福祉サービス事業所等に対し、サービス提供を継続するために職員等を派遣する事業

- (1) 小学校等の臨時休業により養育する子を保育する目的で障害福祉サービス事業所等職員が休暇を取得したとき
- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染等することにより、障害福祉サービス事業所等職員の出勤が困難となったとき

4 補助対象経費等

(1) 派遣する障害福祉サービス事業所等職員に係る次の経費（人件費は対象としない。）

：派遣職員の旅費、損害保険料 等

(2) 障害福祉サービス事業所等職員を派遣するに当たり、派遣調整に要する次の経費

：派遣調整に係る事務費（賃金、旅費、需用費、会議費、使用料、賃借料、役務費 等）

※ 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。

(3) 補助基準額

派遣する職員 1 人あたり上限 5 万円

5 要望調査書（様式 1 及び様式 1 の 2）の提出期限

令和 2 年 3 月 1 9 日（木） 必着

6 その他

- ・ 令和元年度補助事業として実施されるため、年度中に係る経費のみを対象とし、3 月中に実績報告までを完了する必要があります。
- ・ 県の予算の策定（議会承認）に基づき、予算の範囲内で実施されます。
- ・ 交付要綱等を調整中のため、補助事業の内容が変わることがあります。
- ・ 今後、準備が整い次第、募集開始をする予定です。

7 要望調査書提出先（所属メールによる）・問合せ先

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係 担当：信田、山中

障害福祉課所属メール： c11226@pref.gifu.lg.jp

電話：058-272-8302